

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し(再エネ電力の調達契約の適用除外化)

具体的な支障事例

資源エネルギー庁など国も呼びかけている再エネ電力の地産地消を進めるため、当市の公共施設に市内産の再エネ電力を導入しようとしているが、「政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)」では産地の指定を禁じていることが障害となっている。そのため、再エネ電力の調達について適用除外化を求める。

※なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」においては、中核市の経営する電力事業に係る調達契約のみ WTO 特定調達の適用除外とされている。

第五次環境基本計画(平成30年4月17日策定)の「重点戦略設定の考え方」においては、持続可能な地域づくりとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すとしており、例えば、地域におけるバイオマスを活用した発電・熱利用は、化石資源の代替と長距離輸送の削減によって低炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用を生み出すとされている。

また、同計画において、環境保全に係る各種施策の基盤となる施策としても、持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進に向け、自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めるとされている。

第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会(第3回:令和5年2月13日)においても、第五次環境基本計画の中で謳われていた「地域循環共生圏」の考え方を引き継ぎ、エネルギーの地産地消やレジリエンスの強化などの検討を行っているところと聞いている。

「地方公共団体における分散型エネルギーインフラ事業の実現に向けたハンドブック(令和2年11月)」においても、分散型の地域エネルギーシステムを構築することで、持続可能な地域社会を目指すとしている。

都道府県財政課長・市町村担当課長会議(令和5年1月23日開催)で総務省自治財政局長が、「自治体のエネルギー、今、エネルギーが高くなっているため、自分たちでつくり、省エネ、なるべく自分たちで地産地消で賄うという方向にかじを切ってもらいたいというのがわれわれの意図だ。」とも発言されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

再エネ電力の地産地消を促進し、自立・分散型エネルギーシステムの構築に寄与することによる、持続可能な地域づくりへの貢献(再生可能エネルギーの普及拡大、脱炭素社会の実現、地域雇用の創出、災害時レジリエ

ンスの強化等)

根拠法令等

政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、盛岡市、相模原市、山梨県、浜松市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

WTO政府調達協定を含む我が国が締結済みの国際約束は、他の締約国との間で合意したものであり、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っている。その誠実遵守は憲法上の要請でもある(98条2項)。我が国が締結した国際約束を国内的に実施するため、特定調達契約に関し、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を定めることができないことについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の特例として規定しており、また、産地の特定の禁止については、自治省行政局行政課長通知(平成7年自治行第84号)において地方公共団体に対し技術的な助言を行っているところである。御提案の趣旨は、WTO政府調達協定等の対象となる特定調達契約の範囲から、「再エネ電力」を除外することを求めるものであるが、当該調達契約の範囲については、我が国が締結済みの国際約束に基づいて定められたものであるため、我が国の一存で変更することができるものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第6次エネルギー基本計画において地産地消型の再生可能エネルギーの普及が謳われているとともに、地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点からも重要である。自治体で利用するエネルギーは地元産の再生可能エネルギーで賄う方向にかじを切るというのが国の施策と捉えているが、電力の調達において産地の特定ができないことは、その施策との整合が図られていない。第1次回答では、この点に言及されていないため、国の施策としての地産地消型の再生可能エネルギーの推進という観点を踏まえ、改めて御検討いただきたい。国際的な脱炭素化の流れも受け、再エネ電力も含めた電力調達に関しては、WTO政府調達協定等自体の変更の提案又は解釈の見直しを検討すべきと考える。国際約束に基づくものでも協定内で変更の提案が認められているところ、変更の提案ができないと判断されるのであれば、その理由を御教示いただきたい。

また、協定等の変更が難しいのであれば、解釈の見直しによる対応の可否も御検討いただきたい。例えば、平成7年制定時から平成31年改正前までの地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条では「特定地方公共団体の経営する電気事業に係る調達契約」が、現在の第3条では「中核市の経営する電気事業に係る調達契約」が適用除外とされているが、これらを適用除外とすることが可能だった根拠・検討経過を御教示いただきたい。もし限定的な条件を付すことで適用除外とすることが可能であれば、条件付けの工夫で再エネ電力を適用除外とすることも検討できるのではないかと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

世界貿易機関(WTO)政府調達協定(GPA)を含む我が国が締結済みの国際約束は、締約国間で相互に合意

されたものであり、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っている。その誠実遵守は憲法上の要請でもある(98条2項)。

協定の内容の変更を提案することが認められている場合であっても、そのことは我が国の一存で義務の範囲を変更できることを意味するものではなく、締約国間で新たな合意に至る必要があり、変更の提案を行うことは政府全体として慎重に検討する必要がある。なお、我が国は、GPAの規律をすべての物品(WTO協定上、電力は物品に該当)の調達について適用することを明確に約束していることから、電力の調達に関して地域要件の設定を可能とするとの変更を解釈の見直しによって行うことはできない。

なお、例として示されている、現行の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)において「中核市の経営する電気事業に係る調達契約」が適用対象とされていない経緯は、以下のとおりである。

まず、GPAにおいて①中核市の調達は適用対象とされておらず、また、②都道府県及び政令指定都市が行う「発電、送電又は配電に関連する調達」(すなわち電気事業に係る調達)は対象とされていない。このGPAを遵守するため、協定内容を担保する特例政令が平成7年に制定された際には、当然、中核市の調達は適用対象になっておらず、都道府県及び政令指定都市についても電気事業に係る調達は対象とされていなかった。

その後、平成30年に日EU経済連携協定(平成31年に発効)が締結された。当該協定においては中核市の一定の調達が内外無差別ルールの対象となるとともに、都道府県及び政令指定都市の電気事業に係る調達が対象とされた。GPAに加えてこの協定を遵守するため、協定内容を担保する特例政令が平成30年に改正され、中核市が行う調達についても一定の規律の対象として規定するとともに、都道府県及び政令指定都市の電気事業に係る調達についても対象とされることとなったものである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

—